広島県告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十四年一月十九日までの間、縦覧に供する。

平成二十四年一月五日

広島県知事　湯　﨑　英　彦

一　道路の種類

県道

二　路線名

東広島本郷忠海線

三　道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
三原市小泉町字松ヶ崎一三一六番一地先から三原市小泉町字松ヶ崎一三三三番一地先まで	旧	九・八〇～三一・九〇	九七・〇〇	
	新	一七・五〇～三四・二〇	九七・〇〇	拡幅